

プロジェクト・チーム「旧湯川邸活用チーム」設置要綱

(設置)

第1条 西宮市プロジェクト・チーム設置規則（昭和63年西宮市規則第26号。以下「規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、プロジェクト・チーム「旧湯川邸活用チーム」（以下「チーム」という。）を設置する。

(設置の目的)

第2条 チームは、旧湯川邸にある調度品などの活用方法を検討することを目的として設置する。

(所掌事務)

第3条 チームは、移転整備計画中の中央図書館における旧湯川邸活用の推進に関して必要な事務を所掌する。

(構成)

第4条 チームは、別表1の職員をもって構成する。

2 チームのリーダーは、産業文化局参与（図書館・越木岩センター担当）、サブリーダーは、産業文化局生涯学習部長、生涯学習企画課担当課長（図書館・越木岩センター）、地域学習推進課担当課長（宮水学園等）、読書振興課担当課長（図書館企画）、営繕課長とする。

(設置期間)

第5条 令和6年3月1日から令和7年3月31日までとする。

(事務従事の形態)

第6条 チームの構成員の事務従事の形態は、別表1のとおりとする。

(専決事項)

第7条 チームの所掌事務に関する専決については、西宮市処務規則（昭和55年西宮市規則第28号）の例による。

(所管副市長)

第8条 チームを所管する副市長は、次のとおりとする。

副市長 北田 正広

(庶務)

第9条 チームの庶務は、産業文化局生涯学習部生涯学習企画課及び読書振興課で行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

付 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第4条、第6条関係）

区 分	所属及び役職名	氏 名	事務従事の形態
リーダー	産業文化局参与	上田 幹	規則第4条第2号
サブリーダー	産業文化局生涯学習部長	秋山 一枝	同
	生涯学習企画課担当課長	狩野 知洋	同
	地域学習推進課担当課長	古川 真也	同
	読書振興課担当課長	中尾 麻美	同
	土木局営繕部営繕課長	堤下 寿生	同
プロジェクト 員	生涯学習企画課 係長	鈴木 智久	同
	読書振興課 係長	柏原 浩史	同
	開発指導課 係長	西口 健太郎	同
	すまいづくり推進課 主査	西森 英子	同
	営繕課 主査	貫名 智	同
	公共施設保全課 技師	竹内 有香	同
	公共施設保全課 技師	毛利部 亮	同